資料７－２

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの居場所づくりに関する指針
＜概要版＞

令和５年 12月22日

こどもまんなか
こども家庭庁

目次

第１章　はじめに

1. 策定までの経緯
2. こどもの居場所づくりが求められる背景
3. こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来

第２章　こどもの居場所づくりに関する基本的事項

1. こどもの居場所とは
2. こどもの居場所の特徴
3. こどもの居場所づくりとは
4. 本指針の性質等

第３章　こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

1. 視点の構成
2. 各視点に共通する事項
3. 「ふやす」　～多様なこどもの居場所がつくられる～
4. 「つなぐ」　～こどもが居場所につながる～
5. 「みがく」　～こどもにとって、より良い居場所となる～
6. 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

第４章　こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

第５章　推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地方公共団体における推進体制
3. 施策の実施状況等の検証・評価
4. 指針の見直し

こどもの居場所づくりに関する指針の概要①

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

こどもまんなか
こども家庭庁

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化
地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題
児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化
価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とこどもの居場所づくり

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす**場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所**になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を**居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めること**であり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、**こども・若者の主体性を大切にすること**が求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、**こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要**である。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、**様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができること**である。

本指針の性質

対象となる居場所の範囲
こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲
こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりに関する指針の概要②

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

こどもまんなか
こども家庭庁

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける４つの基本的な視点

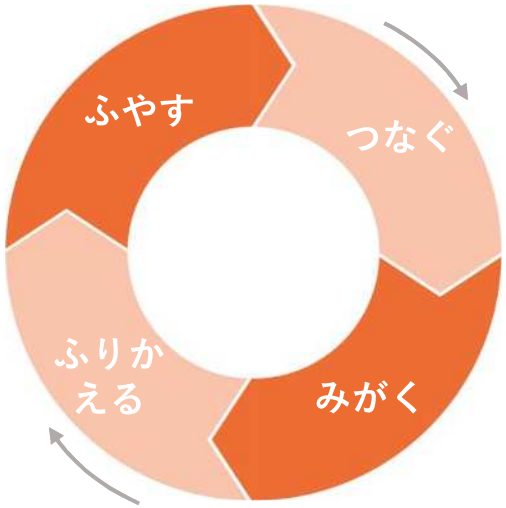

これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす　～多様なこどもの居場所がつくられる～

・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ　～こどもが居場所につながる～

・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく　～こどもにとって、より良い居場所となる～

・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる　～こどもの居場所づくりを検証する～

・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こどもの居場所づくりに関する指針の概要③

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

こどもまんなか こども家庭庁

責務・役割（こどもの居場所づくりに関係する者の）

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

推進体制等

国における推進体制

・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進**する。
・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体おける推進体制

・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね５年後を目途に見直しを行う。**